

## 佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地域共生ステーション利用者の安全を確保し、併せて関係者が安心して利用者のケアを行うことができるよう地域共生ステーションを支援する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 地域共生ステーションとは、次に定める宅老所及びぬくもいホームとする。

#### (1) 宅老所

概ね10人程度の認知症や独り暮らしの高齢者等に対し、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、民家等を利用し安全で家庭的な雰囲気の設定を整え、介護保険制度等の国の制度（以下、「制度」という。）以外の独自のサービス事業を展開する施設（制度と併せて、独自サービスを展開する施設を含む）。

#### (2) ぬくもいホーム

概ね15人程度の高齢者、障害者、児童等複数の対象に向けた介護や子育てなどのサービス、生活支援など、多様な事業を実施することとし、また、地域の交流、コミュニケーションを形成するための環境づくりに関わる事業及び総合的に生活全般に係る情報提供や相談を行う窓口サービス等の事業を実施する施設（制度と併せて、独自サービスを展開する施設を含む）。

### (事業主体)

第3条 事業主体は、市町とする。

### (補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
地域共生ステーション安全対策事業の実施に必要な次に掲げる設備等の設置に要する経費 ・自動火災報知設備 ・火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備） ・消火器	市町が補助した額の 1 / 2 以内 （ただし、補助金の限度額は 250千円）

2 自動火災報知設備を設置する場所は以下のとおりとし、必要に応じ階段や廊下等についても設置すること。

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第四号に規定する居室
  - \* 「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室。
- ・ 床面積が 2 m<sup>2</sup>以上の収納室
- ・ 倉庫、機械室その他これらに類する室

（補助対象の具体的要件）

第 5 条 補助対象となる地域共生ステーションについては、次の要件を具備していることを条件とする。

- （ 1 ）制度によらない独自サービスを行っており、佐賀県地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）一覧へ登録されている団体等であること。
- （ 2 ）地域共生ステーションの理念、あり方等について十分理解していること。（必要に応じて、佐賀県宅老所連絡会の助言等を受けること。）
- （ 3 ）消防用設備の設置に当たっては、関係法令を遵守し、必要に応じ所管する消防機関と協議を行うこと。
- （ 4 ）主として要介護状態にある者の「泊り」がある施設で、「泊り」の者と従事者を合算した人数が 10 名以上となる施設にあっては、防火管理者を選任し、必要な業務を行わせるよう努めること。なお、これ以外の施設にあっても同様とする。
- （ 5 ）災害時の避難場所の確保等、利用者の安全面には最大限の注意を払うこと。
- （ 6 ）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- （ 7 ）利用者及び従事者の万一の事故に備えるため、運営に当たっては保険制度への加入に配慮すること。
- （ 8 ）適切な構成の運営主体による事業運営が行われており、相当の期間、事業の持続可能性が認められること。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定めることとし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

( 補助金の交付の条件 )

第 7 条 規則第 5 条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- ( 2 ) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。
- ( 3 ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- ( 4 ) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- ( 5 ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- ( 6 ) 市町は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、( 2 ) から ( 5 ) までの規定に準じた条件及び次に掲げる条件を付すこと。この場合において、( 2 ) から ( 5 ) 中「知事」とあるのは「市町長」と、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と読み替えるものとする。

ア 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。また、間接補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、市町長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が定めた期間と同一期間とする。

イ 市町長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。

ウ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式（様式第 2 号に準じて作成すること。）により速やかに市町長に報告しなければならない。

なお、市町長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町に納付させることがある。

エ 規則第 8 条第 2 項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

オ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、

当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(7) 間接補助事業者から(6)のイによる納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 間接補助事業者から(6)のウによる報告があった場合には、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) この補助金の交付と対象経費を重複して、国庫補助金等の補助金、配分金等の交付を受けてはならない。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

#### (実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度末(補助金が残額概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

#### (補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

#### 附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金について適用する。

様式第1号

番 号  
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名 ⑩

平成 年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付申請書

平成 年度において、佐賀県地域共生ステーション安全対策事業を実施したいので、  
金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金所要額調書:(別紙1-1)
- 2 事業実施計画書(実施施設ごとに作成のこと):(別紙1-2)
- 3 歳入歳出予算書(見込書)抄本:(別紙1-3)

佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金所要額調書

(単位：円)

補助対象施設名	運営主体の 総事業費 A	寄附金その他 の収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費 実支出予定額 D	市町 補助所要額 E	市町 補助予定額 F	県費 補助基本額 G	県費 補助限度額 H	選定額 I	県費 補助所要額 J
合計										

- ( 1 ) A 欄から D 欄については、事業を実施する施設等におけるそれぞれの額を記入すること。
- ( 2 ) G 欄は、F 欄に本補助金交付要綱に定める補助率を乗じた額を記入すること。
- ( 3 ) H 欄は、本補助金交付要綱に定める補助限度額を記入すること。
- ( 4 ) I 欄は、G 欄、H 欄の額を比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- ( 5 ) J 欄は、I 欄に記入した選定額を記入すること。(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)
- ( 6 ) 施設数に応じて、欄を追加して使用すること。

## 事業実施計画書

## 1 施設の名称等

運営主体名：  
 代表者職・氏名：  
 施設名称：  
 所在地：  
 電話番号：  
 開設年：

## 2 施設での実施サービス等（「制度」とは、介護保険制度や障害者支援費制度など）

サービス内容	サービス対象者 (該当するものにチェック)	利用 定員	1日平均 利用者数	週実施 日数
デイサービス(制度)	高齢者 障害児者	人	人	日
〃 (制度外)	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
一時預かり	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
ホームヘルプ(制度)	高齢者 障害児者	人	人	日
〃 (制度外)	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
配食サービス	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
泊り	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
送迎サービス	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
サロン	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日
その他( )	高齢者 障害児者 児童 その他	人	人	日

## 3 施設の状況（該当する箇所にチェック等を記入）

施設の現況	民家型	民家型以外
施設の所有形態	自己所有	借家
施設の築年数	年	月
建築物の構造	造	階建
建築物の延べ面積	延 $m^2$ (うち1階 $m^2$ 、2階 $m^2$ ) (うち利用面積 $m^2$ )	
用途変更届出の有無	有 無 (100 $m^2$ 以下のため届出不要)	
防火管理者の選任の有無	有	選任予定( 月頃) 無
消防用設備の設置状況	自動火災報知設備	有 無
	火災通報装置	有 無
	消火器	有 無
	スプリンクラー	有 無

消防計画策定等状況	計画の策定	有	無
	通報・連絡体制	有	無
	避難・救出訓練の実施	有	無
	風水害に関する計画	有	策定予定(月頃)

#### 4 消防用設備等の設置計画

##### (1) 設置内容及び事業費内訳

区 分	設置個数	金額(円)	設置箇所
自動火災報知設備			
火災通報装置			
消 火 器			
諸経費等			
合 計			

##### (2) 施工計画

契約予定年月日      平成      年      月      日  
 着工予定年月日      平成      年      月      日  
 竣工予定年月日      平成      年      月      日

##### (3) 補助事業の資金計画

項 目	金 額 (円)
県補助金	
市町補助金	
運営主体負担金	
自己資金	
寄附金	
その他	
合 計	

#### 添付資料

- 1 法人登記簿
- 2 工事見積書
- 3 位置図、周辺図(住宅地図等周辺状況のわかるもの)
- 4 消防用設備の設置箇所を示した建物平面図(各室の名称、広さ等を記載すること)
- 5 写真(整備予定箇所がわかるもの)

平成 年度 歳入歳出予算書（見込書）抄本

歳 入 (単位：円)

款	項	目	節	予 算 額			説 明
				当初予算額	補正予算額	計	

歳 出 (単位：円)

款	項	目	節	予 算 額			説 明
				当初予算額	補正予算額	計	

上記のとおり相違のないことを証明する。

平成 年 月 日

市町長名



様式第2号

番  
平成 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市町長名 ④

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった平成  
年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 間接補助事業者名称等

住 所 :

団 体 等 名 称 :

代表者職・氏名 :

2 佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13条）第13条の規定による確  
定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税  
額（要補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第3号

番 号  
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名 ㊟

平成 年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金  
変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県  
地域共生ステーション安全対策事業費補助金について、別添に記載した理由により事業の  
内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいの  
で、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付  
要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- （注）1 金額の変更がない変更申請の場合は、〔 〕の部分は消去すること。  
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経  
費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

様式第 4 号

番 号  
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名 ㊟

平成 年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった平成  
年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金に係る事業実績について、佐賀  
県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付要綱の規  
定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金精算書:(別紙 4 - 1)
- 2 事業実績報告書(実施施設ごとに作成のこと):(別紙 4 - 2)
- 3 歳入歳出決算書(見込書)抄本:(別紙 4 - 3)

佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金精算書

( 単位 : 円 )

補助対象施設名	運営主体の 総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 ( A - B ) C	対象経費 実支出額 D	市町補助 所要額 E	市町 補助額 F	県費補助 基本額 G	県費補助 限度額 H	選定額 I	県費補助 所要額 J	県費補助金 交付決定額 K	県費補助金 受入済額 L	差引 過不足額 ( L - J ) M
合 計													

- ( 1 ) A 欄から D 欄については、事業を実施する施設等におけるそれぞれの額を記入すること。
- ( 2 ) G 欄は、F 欄に本補助金交付要綱に定める補助率を乗じた額を記入すること。
- ( 3 ) H 欄は、本補助金交付要綱に定める補助限度額を記入すること。
- ( 4 ) I 欄は、G 欄、H 欄の額を比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- ( 5 ) J 欄は、I 欄に記入した選定額を記入すること。( 千円未満の端数は切り捨てるものとする。 )
- ( 6 ) 施設等数に応じて、欄を追加して使用すること。

## 事業実績報告書

## 1 施設の名称等

施設名称：

所在地：

## 2 消防用設備等の設置実績

## (1) 設置内容及び事業費内訳

区 分	設置個数	金額（円）	設置箇所
自動火災報知設備			
火災通報装置			
消 火 器			
諸経費等			
合 計			

## (2) 施工実績

契約年月日 平成 年 月 日

着工年月日 平成 年 月 日

竣工年月日 平成 年 月 日

## (3) 財源内訳

項 目	金 額（円）
県補助金	
市町補助金	
運営主体負担金	
自己資金	
寄附金	
その他	
合 計	

## (添付書類)

- (1) 工事請負契約書、支払領収書等の写し
- (2) 消防用設備の設置箇所を示した建物平面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可)
- (3) 主要部分の写真(設備設置前後が比較できるようにすること)
- (4) 別添「検収調書」(又はそれに代わるもの)の写し

別添

## 検 収 調 書

補助事業名

設置主体

施設名称

施設所在地

上記補助事業について検査を実施した結果、事業計画とおりに完了されていることを確認しました。

平成 年 月 日

報告者

職・氏名

㊞

検収者

職・氏名

㊞

平成 年度 歳入歳出決算書（見込書）抄本

歳 入 (単位：円)

款	項	目	節	決算（見込）額	説 明

歳 出 (単位：円)

款	項	目	節	決算（見込）額	説 明

上記のとおり相違のないことを証明する。

平成 年 月 日

市町長名



様式第5号（精算払の場合）

番 号  
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名 ⑩

平成 年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定通知があった平成 年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

様式第5号（概算払の場合）

番 号  
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名 ⑩

平成 年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった平成  
年度佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよ  
う佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県地域共生ステーション安全対策事業費補助金交付要  
綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

（内訳）

交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円